

令和3年3月22日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様

嘉麻市自治推進委員会
会長 大山 博之



嘉麻市自治基本条例の検討及び見直しについて（答申）

令和2年11月25日付け2嘉企第941号で諮問のありました、嘉麻市自治基本条例の検討及び見直しについて、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

令和3年3月

嘉麻市自治推進委員会

1 はじめに

嘉麻市は、市民が自治の主体であることを基本とし、市民の市政への参画と、市民、行政、議会の三者が協働してまちづくりを進めていくための基本ルール「嘉麻市自治基本条例」を、平成22年12月28日に施行しました。

本条例第37条には、条例施行日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が条例の理念及び社会情勢に適合したものかどうかを検討することが規定されています。

このことから、第4期自治推進委員会は、令和2年11月に市長から諮問を受け、計3回の委員会を開催し、条例の検討を行いました。

本委員会にとって、条例の検討作業は施行後2回目となりました。限られた期間での作業でありましたが、各委員がそれぞれの経験に基づく意見を出し合い、慎重に審議を行いました。

2 自治基本条例に関する検証

(1) 検証の方法

条例の検証については、市長からの諮問を受け、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、第4期自治推進委員会において行いました、市民の市政参画への基本となる「情報の共有」に関する調査及び「協働の原則」に関する調査の審議結果を踏まえ、各条項における社会情勢の変化への適合状況や条例に基づく取り組み状況などについて審議を行いました。

(2) 条例見直しに関する項目

条例の検証にあたっては、各条項が本市にふさわしいものであるか、社会情勢の変化に適合したものかどうか、また、形骸化していないかといった観点から、すべての条項について検討を行いました。

(3) 検証の結果

今回、嘉麻市自治基本条例の条文の改正等を必要とすべき課題のある条項はありませんでしたが、一部条例の運用面で検討課題が出されましたので、以下のとおり付帯意見として取りまとめました。

① 事業者等の責務について

(事業者等の責務)

第11条 市内において事業を行う者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、健全な事業活動において、自然環境などに配慮するとともに、地域の公益的活動に寄与するよう努めるものとする。

【付帯意見】

この条項は、市内で事業を行う事業者について、地域社会の一員であることを自覚し、自然環境への配慮など地域の公益的活動に寄与するように努めるものであるが、一部の事業者において周辺地域の環境を悪化させている事業者もあるため、他の先進事例などを調査し、今後の取組について検討してほしい。

② 議員就任の際の自治基本条例の宣誓について

(議員の責務)

第14条 議員は、市民全体の福祉の向上の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、常に自己研鑽に努め、政治倫理を確立することにより、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

【付帯意見】

第15条第7項において、市長は就任する際に自治基本条例の理念の実現のために職務を執行するという宣誓をするようになっているが、これは議会についても選挙で選ばれた市民の代表として市民主体の自治を推進するため、議員に就任する際は、宣誓を行い、議会の役割及び責務を果たしてもらうべきではないかと考える。

他の自治体の状況等も調査し、検討をしてほしい。

3 まとめ

自治基本条例第37条の規定に基づき、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を果たしているかという視点に立ち、社会情勢の変化への適合状況や条例に基づく取り組み状況などについて審議を行いました。

検証の結果、一部条例の運用面で検討課題とした条項があったものの、基本的には、今後も、自治基本条例の理念に基づく行政運営に努めるとともに、現行条例の運用によって、市民、行政、議会の三者が互いの特性を生かしながら、協働してまちづくりを行うことで、「市民主体の自治の実現」を目指していただくことを要望し、答申の結びとします。

第4期嘉麻市自治推進委員会委員名簿

大区分	小区分	氏名	役職	備考
学識 関係	学識経験者	宇佐波 吉徳		青少年育成住民会議
各種 団体等	自治関係者	富崎 静江		嘉麻市行政区長連合会推薦
	商工関係者	室井 美智世		嘉麻商工会議所推薦
	福祉関係者	大里 盛人		嘉麻市民生委員児童委員 協議会推薦
一般 公募	公募委員	大山 博之	会長	
	公募委員	松田 クニ子		
	公募委員	鹿江 由美子		
	公募委員	西村 光昭		
	公募委員	川原 幸二		
	公募委員	添田 文彰	副会長	

(敬称略)

※会議の開催経過

- ・第5回：令和2年11月25日（水）
- ・第6回：令和3年 1月13日（水）
- ・第7回：令和3年 3月22日（月）

2 嘉企第941号
令和2年11月25日

嘉麻市自治推進委員会会長 殿

嘉麻市長 赤間 幸弘

諮 問 書

嘉麻市自治基本条例は、平成22年12月28日に施行され、丸10年を迎えようとしています。本条例が嘉麻市の自治の基本ルールを定める最高規範であることを踏まえ、各条項が基本理念や社会情勢に適合しているか、また、形骸化していないか検証していただきたく、嘉麻市自治基本条例第38条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

- 1 嘉麻市自治基本条例第37条の「条例の検討及び見直し」について